

## 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の第一段階施行について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）が平成 29 年 5 月 19 日に公布されました（第一段階施行期日：公布の日から 1 年以内で政令で定める日／第二段階施行期日：公布の日から 2 年以内で政令で定める日）。

平成 29 年 10 月 25 日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、改正法の一部が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

### 1 手続きに関する事項（条項及び概要）

○一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査に係る手続きの迅速化について	
第 4 条第 2 項	一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、 <u>当該土地の所有者等の全員の同意を得て</u> 、当該土地の土壤の汚染状況について、 <u>土地の形質の変更の届出に併せて土壤汚染状況調査の結果を都道府県知事<sup>*</sup>に提出</u> することができます。
関連政省令	・土壤汚染対策法施行規則第 25 条の 2
○汚染土壤処理業の許可基準の整備について	
第 22 条第 3 項 第 2 号ハニホヘト	<u>汚染土壤処理業の許可を受ける申請者の欠格要件</u> として暴力団排除が規定されました。
関連政省令	・土壤汚染対策法施行令第 6 条 ・汚染土壤処理業に関する省令第 2 条第 2 項第 15 号、第 17 号、第 3 条第 6 号、第 8 号
○汚染土壤処理業の承継規定の整備について	
(譲渡及び譲受) 第 27 条の 2 (合併及び分割) 第 27 条の 3 (相続) 第 27 条の 4	汚染土壤処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続における地位の承継について規定されました。 汚染土壤処理業者の地位を承継するには、 <u>申請し、都道府県知事<sup>*</sup>の承認を受ける</u> 必要があります。相続にあつては、相続人は <u>被相続人の死亡後 60 日以内に申請し</u> 、都道府県知事 <sup>*</sup> の承認を受けなければなりません。
関連政省令	・土壤汚染対策法施行令第 6 条 ・汚染土壤処理業に関する省令第 14 条、第 15 条、第 16 条
○指定調査機関に係る変更の届出について	
第 35 条	指定調査機関は土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは <u>遅滞なく</u> 環境大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。
関連政省令	・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 18 条

## 2 その他事項（条項及び概要）

○台帳について	
第 15 条第 1 項	指定が解除された要措置区域及び形質変更時要届出区域についても台帳を調製し、保管することとなりました。
関連政省令	・ 土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 8 項
○土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等について	
第 61 条第 1 項	都道府県知事*による情報収集事項に、当該都道府県の区域内の土地についての、 <u>土壤の特定有害物質による汚染で人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報</u> が追加されました。
○有害物質使用特定施設の設置者による土壤汚染状況調査への協力について	
第 61 条の 2	有害物質使用特定施設を設置していた者は、指定調査機関の求めに応じて、 <u>有害物質使用特定施設で使用等していた特定有害物質の種類等の情報を提供</u> するよう努めることとなりました。

※第 35 条以外の「都道府県知事」は、土壤汚染対策法施行令第 9 条により、横浜市の場合「横浜市長」と読み替えます。